令和8年度から高齢者肺炎球菌予防接種の使用ワクチンが変更になりました

詳しくはこちらを検索　WEB 1002103

高齢者肺炎球菌定期予防接種において、厚生労働省の指針を受け使用ワクチンが以下のとおりになりました。

ワクチンの種類:沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)

自己負担額:4,600円

○20種類の血清型を対象としたワクチンで、免疫細胞に作用して長期の免疫持続効果が期待できます。

※生活保護世帯に属する方は、接種前に保健センターで手続きをしていただくことで、接種費用が免除となる「免除証明書」を交付します。送付した予診票を持参のうえ、保健センターにお越しください。

※令和8年3月31日まで使用の23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンについては定期接種のワクチンから除外されました。

対象者	①接種日において65歳の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級程度の方※ ※接種前に「身体障害者手帳」を持参のうえ、保健センターで手続きをしてください。
接種回数	1回 既に定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外となります。また、任意接種で肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、接種の必要性について医師にご相談ください。
接種場所	あま市・津島市・愛西市・弥富市・海部郡内の指定医療機関 ※指定医療機関で接種ができない方は、接種の10日前までに保健センターにご相談ください。
接種期間	65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで
持ち物	予診票、接種費用、本人確認書類(マイナ保険証等)

※対象の方には誕生月の翌月に『高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ』及び『予診票』を郵送します。お手元に届いたら、各指定医療機関へ電話にて予約をしてください。

※誕生日を迎えてすぐに接種を希望される方は、保健センターへお問い合わせください。

令和6年度のワクチン供給不足によりMRワクチンを接種できなかった方へ

令和6年度ワクチンの供給不足によりMRワクチンを接種できなかった方については、麻しん及び風しんの定期接種に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)が供給不足により既定の期間内に接種ができなかった場合に限り、接種対象期間を超えていても定期接種として接種できます。

■対象者

第1期	令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ(令和6年度中に1歳から2歳未満)であって、MRワクチンの供給不足等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったお子さん
第2期	平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ(令和6年度における第2期の対象者:5歳以上7歳未満)であってMRワクチンの供給不足等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったお子さん
第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であってMRワクチンの供給不足等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった方

■対象となる場合の接種可能期間　**令和9年3月31日まで**

■詳細・指定医療機関について

詳しくは、下記の二次元コードから「市公式ウェブサイト」をご確認ください。

MR1期・2期の方、指定医療機関一覧

風しん第5期の方、指定医療機関一覧

問 甚目寺保健センター　☎443・0005　七宝保健センター　☎441・5665　美和保健センター　☎443・3838